

総社市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第13号

総社市公共下水道条例の一部を改正する条例

総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後項に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																											
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第19条 1箇月の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 976 1102 1206"><thead><tr><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>基本料金</th><th colspan="2">従量料金 (1m<sup>3</sup>につき)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">1,090円</td><td>10m<sup>3</sup>以下のもの</td><td>24円</td></tr><tr><td>10m<sup>3</sup>を超え30m<sup>3</sup>以下のもの</td><td>170円</td></tr><tr><td>30m<sup>3</sup>を超えるもの</td><td>195円</td></tr></tbody></table> <p>2 略</p> <p>3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。 (1)～(3) 略</p>	使用料			基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)		1,090円	10m <sup>3</sup> 以下のもの	24円	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下のもの	170円	30m <sup>3</sup> を超えるもの	195円	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第19条 1箇月の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 976 2069 1206"><thead><tr><th colspan="4">使用料</th></tr><tr><th>基本水量</th><th>基本料金</th><th colspan="2">超過料金 (1m<sup>3</sup>につき)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">10m<sup>3</sup>まで</td><td rowspan="2">1,040円</td><td>10m<sup>3</sup>を超え50m<sup>3</sup>まで</td><td>155円</td></tr><tr><td>50m<sup>3</sup>を超えるもの</td><td>190円</td></tr></tbody></table> <p>2 略</p> <p>3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) <u>使用者が月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止したときは、その月の使用日数が15日以下のものについての基本水量及び基本料金は所定の水量及び金額の2分の1とし、16日以上のものにつ</u></p>	使用料				基本水量	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)		10m <sup>3</sup> まで	1,040円	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	155円	50m <sup>3</sup> を超えるもの	190円
使用料																												
基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)																											
1,090円	10m <sup>3</sup> 以下のもの	24円																										
	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下のもの	170円																										
	30m <sup>3</sup> を超えるもの	195円																										
使用料																												
基本水量	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)																										
10m <sup>3</sup> まで	1,040円	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	155円																									
		50m <sup>3</sup> を超えるもの	190円																									

改 正 後	改 正 前
<p>4 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止したことにより、その月の使用日数が15日以下となる使用者に対する第1項の規定の適用については、第1項の表中「1,090円」とあるのは「545円」と、「10㎡」とあるのは「5㎡」と、「30㎡」とあるのは「15㎡」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>いての基本水量及び基本料金は所定の水量及び金額とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の総社市公共下水道条例第19条の規定は、令和8年6月1日以後に額を確定する使用料から適用し、同日前に額が確定した使用料については、なお従前の例による。

(総社市宿山新田地区合併処理浄化槽条例の一部改正)

- 3 総社市宿山新田地区合併処理浄化槽条例（平成17年総社市条例第159号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料) 第6条 略 2 使用料は、総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号） 第19条に規定する使用料の例による。</p>	<p>(使用料) 第6条 略 2 使用料は、総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号） 第19条第1項の表の山手地区の使用料の例による。</p>

(総社市清音黒田地区合併処理浄化槽条例の一部改正)

- 4 総社市清音黒田地区合併処理浄化槽条例（平成17年総社市条例第160号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料) 第3条 略</p>	<p>(使用料) 第3条 略</p>

改正後	改正前
2 使用料は、総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号）第19条に <u>規定する</u> 使用料の例による。	2 使用料は、総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号）第19条第1項の表の清音地区の使用料の例による。